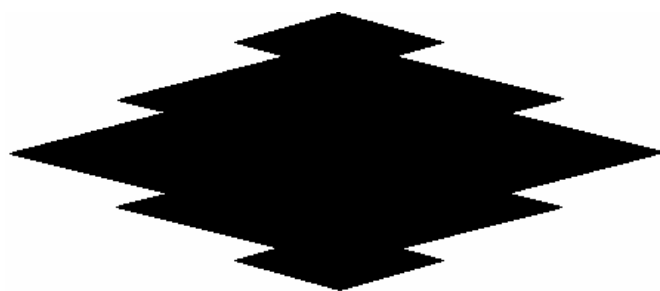


# 新発田市の事業所

平成 18 年事業所・企業統計調査の結果から



新 発 田 市



## はじめに

平成 18 年事業所・企業統計調査結果報告書「新発田市の事業所」を刊行します。

この報告書は、平成 18 年 10 月 1 日現在で実施した調査結果の当市分を集計したものです。当市の産業構造の実態を把握する基礎資料として各方面から広くご利用いただければ幸いです。

終わりに、この調査にご協力いただきました事業所の方々を始め調査員、指導員の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

新発田市長 片山吉忠

# 目 次

## はじめに

利用者のために .....	1
---------------	---

### 調査結果の概要

1 概況 .....	9
2 民営事業所	
（1）産業別状況 .....	10
（2）従業者規模別状況 .....	11
（3）経営組織別状況 .....	12
（4）本所・支所別状況 .....	12

### 統計表

第1表 事業所数、従業者数の推移 .....	14
第2表 産業（大分類）別事業所数の推移 .....	15
第3表 産業（大分類）別従業者数の推移 .....	16
第4表 男女別、産業（大分類）別従業者数 .....	17
第5表 産業（大分類）別事業所数、従業者数、1事業所当たり従業者数 ...	18
第6表 産業（中分類）別事業所数、従業者数 .....	20
第7表 地区別、産業（大分類）別事業所数、従業者数 .....	26
第8表 県内市町村の事業所数、従業者数 .....	30

# 利用者のために

## 調査の概要

### 1 調査の目的

平成18年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

### 2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに実施しており、平成18年調査は20回目に当たる。この中間年の調査として、民営事業所を対象として平成元年及び6年に事業所名簿整備のための調査を実施した後、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられ、以後、平成11年調査及び16年調査を実施している。

### 3 調査日

平成18年10月1日

### 4 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の大分類「Q - サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類83 - その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」及び「中分類94 - 外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
  - ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、日本標準産業小分類「845 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所
  - イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。
  - ア 収入を得て働く従業者がいないもの
  - イ 休業中で、かつ従業者がいないもの
  - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

### (3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

### (4) 国、地方公共団体の機関

国、地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所とした。

## 6 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

(1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員） - 民営事業所の流れにより、調査員が調査票甲を配布、収集する方法により調査した。

(2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、国の調査事業所では総務大臣 - 各府省等の長 - 調査事業所、都道府県の調査事業所では総務大臣 - 都道府県知事 - 調査事業所、市町村の調査事業所では総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査事業所の流れにより調査票乙を送付し、回収する方法により調査した。

## 7 調査事項

### (1) 甲調査

#### 【事業所に関する事項】

- ア 名称
- イ 所在地及び電話番号
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類
- ク 業態
- ケ 形態

#### 【企業に関する事項】

- ア 登記上の会社成立の時期
- イ 資本金額
- ウ 外国資本比率
- エ 親会社・子会社・関連会社の有無
- オ 親会社の名称
- カ 親会社の所在地及び電話番号
- キ 子会社の数
- ク 会社の合併及び分割等の状況
- ケ 本所の所在地の移転状況
- コ 会社の名称の変更状況
- サ 電子商取引の状況
- シ 国内及び海外の支所・支社・支店の数
- ス 会社全体の常用雇用者数
- セ 会社全体の事業の種類
- ソ 本所・本社・本店の名称
- タ 本所・本社・本店の所在地及び電話番号

### (2) 乙調査

- ア 名称
- イ 所在地及び電話番号
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

## 用語の定義

### 1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。  
物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

#### 派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

### 2 異動状況別事業所

#### 存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成18年10月1日にも現存している事業所をいう。

#### 新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

#### 廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

### 3 経営組織

#### 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

#### 民 営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

#### 法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。



## 会 社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

## 独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいう。

## その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。

例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

## 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

## 4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）によるが、一部の小分類項目については分割したのもも小分類に含めて表章している。

## 5 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

## 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいう。

#### 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

#### 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

#### 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

#### 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

#### 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

#### 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

#### 派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

#### 6 別経営の事業所からの派遣・下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

## 7 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から別経営の事業所への「派遣・下請従業者」を除き、「別経営の事業所からの派遣・下請従業者」を含めて「事業従事者」としている。

## 8 本所・支所の別

### 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

### 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

### 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

## 利用上の注意

1 単位未満の数字は、四捨五入したため、内訳と合計が一致しないものがある。

2 統計表中の記号について

- 「 - 」 該当数値がないもの及び増加率について分母が0で計算できないもの
- 「 0.0 」 数値が単位未満のもの
- 「 」 負数または減少

3 本書についてのお問い合わせ先

〒957 8686 新潟県新発田市中心町4丁目10番4号  
新発田市企画政策部情報政策課統計係  
電話 0254 22 3101 内線 1451・1452



## 調査結果の概要

### 1 概況

平成18年10月1日現在で実施された事業所・企業統計調査の結果、新発田市の事業所数は5,125事業所、従業者数は44,243人となった。このうち民営事業所数は、4,872事業所(構成比95.1%)、従業者数は39,174人(構成比88.5%)である。

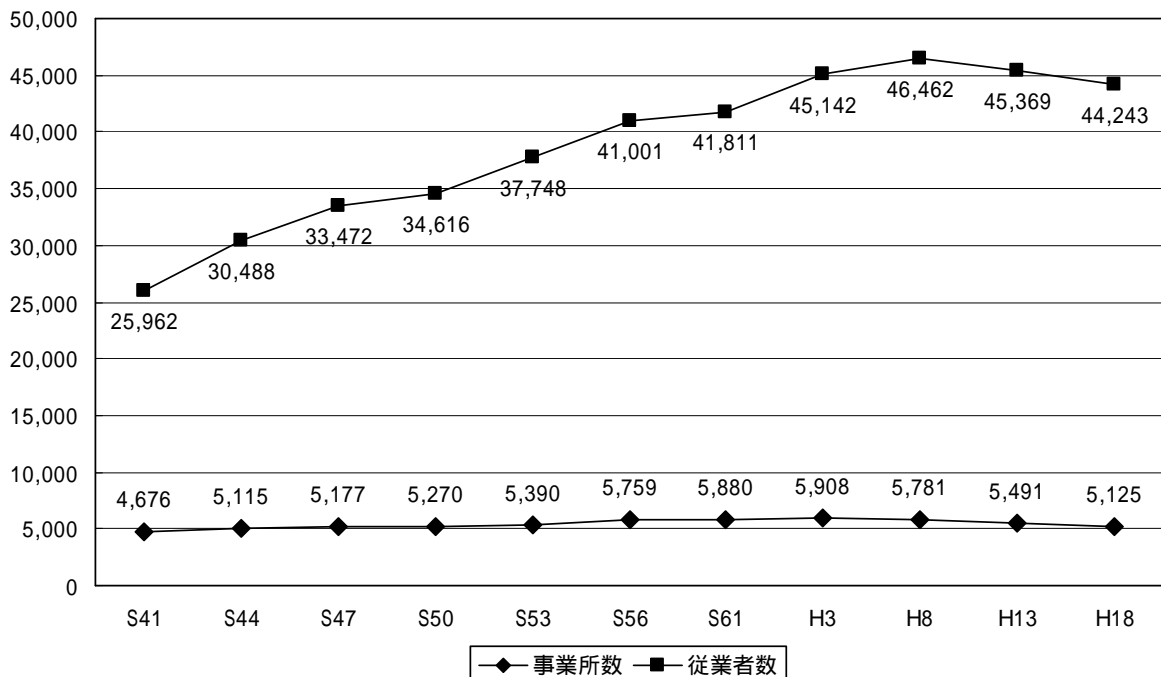
平成13年調査の新発田市、豊浦町、紫雲寺町、加治川村の合算値と比較すると、事業所数が366事業所(6.7%)の減少、従業者数は1,126人(2.5%)の減少となった。

事業所数、従業者数の推移

年次	事業所数		従業者数	
	実数	対前回増減率	実数	対前回増減率
S41	4,676	-	25,962	-
44	5,115	9.4	30,488	17.4
47	5,177	1.2	33,472	9.8
50	5,270	1.8	34,616	3.4
53	5,390	2.3	37,748	9.0
56	5,759	6.8	41,001	8.6
61	5,880	2.1	41,811	2.0
H3	5,908	0.5	45,142	8.0
8	5,781	2.1	46,462	2.9
13	5,491	5.0	45,369	2.4
18	5,125	6.7	44,243	2.5

平成13年以前の数値は、新発田市、豊浦町、紫雲寺町、加治川村の合算値。

事業所数、従業者数の推移



## 2 民営事業所

### (1) 産業別状況

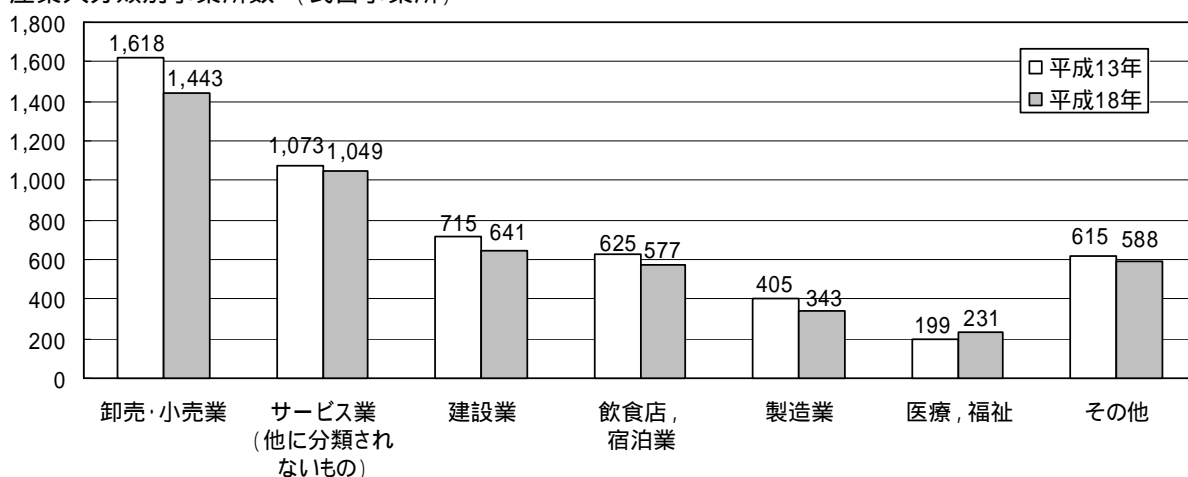
#### 事業所数

事業所は民営事業所と国、地方公共団体に分かれるが、民営事業所数(4,872 事業所)を産業大分類別にみると、「J 卸売・小売業」が1,443 事業所で、全体の29.6%を占めている。次いで「Q サービス業(他に分類されないもの)」が1,049 事業所で21.5%、「E 建設業」が641 事業所で13.2%となっている。

また、平成13年の4市町村の合算値と比較すると、総数で378 事業所(7.2%)の減少となった。

平成14年に日本標準産業分類が改訂されたため、平成13年の数値は新産業分類に集計しなおしたものを掲載している。

産業大分類別事業所数 (民営事業所)

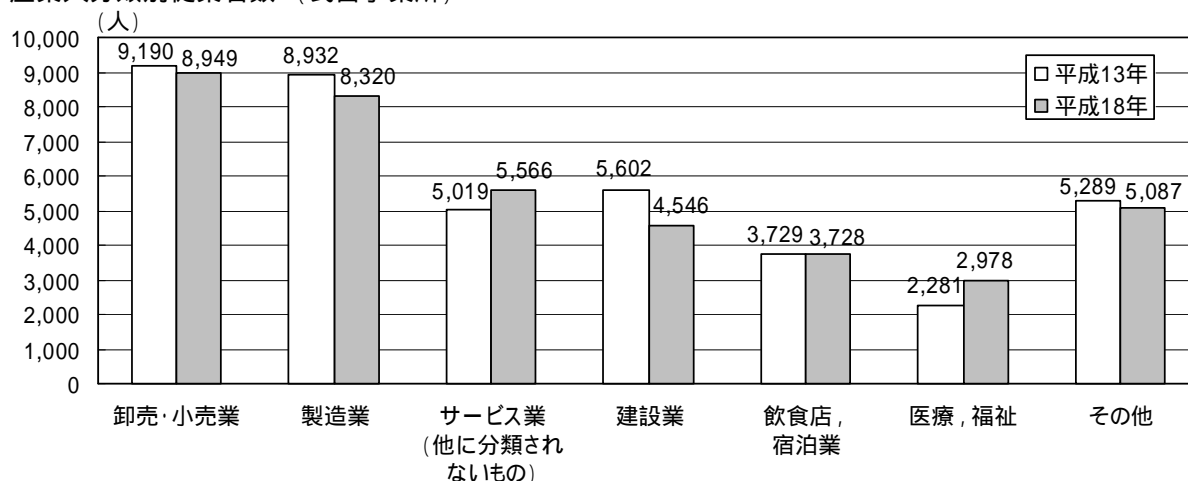


#### 従業者数

民営事業所の従業者数(39,174 人)を産業大分類別にみると、「J 卸売・小売業」が8,949 人で、全体の22.8%を占めている。次いで「F 製造業」が8,320 人で21.2%、「Q サービス業(他に分類されないもの)」が5,566 人で14.2%となっている。

また、平成13年の4市町村の合算値と比較すると、総数で868 人(2.2%)の減少となった。

産業大分類別従業者数 (民営事業所)

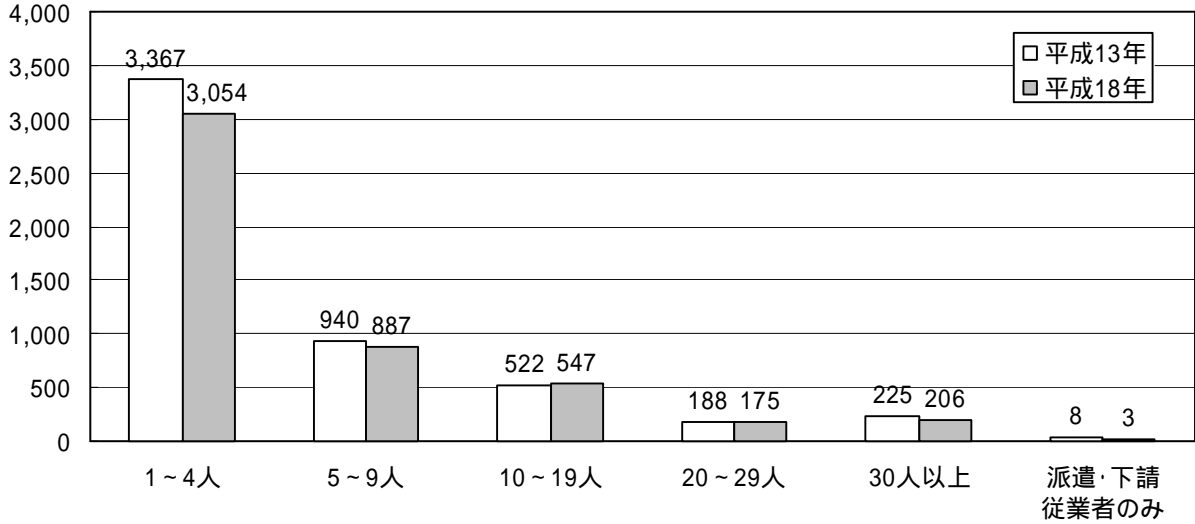


(2) 従業者規模別状況

事業所数

民営事業所数(4,872事業所)を従業者規模別にみると、「1~4人」規模が3,054事業所(構成比62.7%)と最も多く、次いで「5~9人」規模が887事業所(同18.2%)で、「9人以下」規模の事業所が全体の80.9%を占めている。

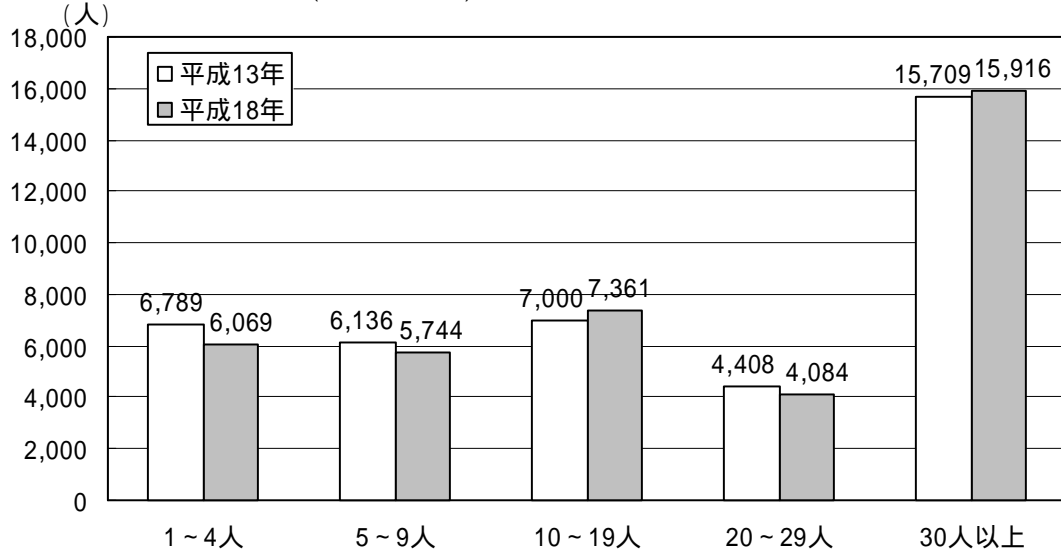
従業者規模別事業所数(民営事業所)



従業者数

民営事業所の従業者数(39,174人)を従業者規模別にみると、「30人以上」規模が15,916人(構成比40.6%)と最も多く、次いで「10~19人」規模が7,361人(同18.8%)、「1~4人」規模が6,069人(同15.5%)となっている。

従業者規模別従業者数(民営事業所)



(3) 経営組織別状況

民営事業所数(4,872事業所)を経営組織別にみると、個人が2,677事業所で全体の54.9%を占めている。法人は2,162事業所(44.4%)で、そのうち会社は1,784事業所(36.6%)となっている。

また、民営事業所の従業者数(39,174人)を経営組織別に見ると、法人が32,014人で全体の81.7%を占め、そのうち会社が27,525人(70.3%)となっている。また、個人は7,064人で全体の18.0%となっている。

経営組織別事業所数、従業者数(民営事業所)

区 分	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
総数(民営事業所)		%	人	%
個人	4,872	100.0	39,174	100.0
法人	2,677	54.9	7,064	18.0
会社	2,162	44.4	32,014	81.7
独立行政法人等	1,784	36.6	27,525	70.3
その他の法人	20	0.4	316	0.8
法人でない団体	358	7.3	4,173	10.7
	33	0.7	96	0.2

(4) 本所・支所別状況

民営事業所数(4,872事業所)を本所・支所別にみると、単独事業所が3,703事業所と最も多く、全体の76.0%を占めている。

また、民営事業所の従業者数(39,174人)を本所・支所別に見ると、単独事業所の従業者が18,704人と最も多く、全体の47.7%を占めている。

本所・支所別事業所数、従業者数(民営事業所)

区 分	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
総数(民営事業所)		%	人	%
単独事業所	4,872	100.0	39,174	100.0
本所・本社・本店	3,703	76.0	18,704	47.7
支所・支社・支店	185	3.8	5,128	13.1
	984	20.2	15,342	39.2